



持続可能な開発目標 (SDGs)とは

エス・ディー・ジーズ
SDGsは、2015年9月の国連サミットで150を超える加盟国首脳の参加のもと、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」のことです。SDGsは、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の、17の目標とその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成されています。これらは豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされています（農林水産省HP「SDGs×食品産業」）。

このSDGsは、世界の「あるべき姿」を示していると言えます。「今までしてきたこと」や「今できること」から未来を予測するのではなく、将来のあるべき姿から逆算して「今何をすべきか」を考える目標です。SDGsの17の目標（あるべき姿・なりたいたい姿）は、①貧困、

②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧成長・雇用、⑨イノベーション、⑩不平等、⑪都市、⑫生産・消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段、の広範囲な課題を網羅して成り立っています。様々な産業や会社経営、私達の消費活動を含む生活までの幅広い分野で、子供や孫、ひ孫が生活する未来を見据えることが、今何をすべきかを考えるきっかけとなります。

例えば、「目標1. 貧困」について、現在、日本は世界第3位の経済大国でありながら、7人に1人が貧困にあえぎ、母と子のひとり親世帯では半数以上が貧困に苦しんでいるといわれています（厚生労働省の国民生活基礎調査より）。遠いアフリカの国の話ではなく、私達の現在の課題です。また、「目標12. 持続可能な消費と生産」を達成するために私達ができることは、普段の買い物での商品選びから始まるかもしれません。「気候変動への対応」がゴールにあることで、p. 4～11でご紹介したように、日本がカリ

ブ諸国と提携し、日本の技術を移転することで「気候変動対策」を行い、持続可能な発展のお手伝いをするのは非常に有意義です。また同時に、相次ぐ台風や地震などの被害に遭っている日本国内を災害に強い国にしていくことも重要です。それには、行政に任せきりではなく、10年先と言わず、100年後を見据え、私達自身の行動を変えていく、小さな一歩からであることに気がつきます。

あいち有機農業推進ネット

ワーク代表の松沢正満さんは、ご自身が取り組んでこられた有機農業の実践をこの17の目標に照らし合わせて、本来あるべき農業の姿を思い描かれています（p. 14～23）。

私達は、今何ができるのかを世界各国が目標としている課題を念頭におきながら、ますます繁栄していく持続可能な社会の実現に向けて、有機農業や自然農法の果たす本来の役割を、一緒に考える絶好の機会をSDGsはつくってくれます。



環境、経済、社会を三層構造で示した木の図
環境省「平成29年版環境・循環型社会・生物多様性白書」

SDGs の 17 の目標

目標	分野	詳細
1. 貧困	社会	あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。
2. 飢餓	社会	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
3. 保健	社会	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4. 教育	社会	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
5. ジェンダー	社会	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行なう。
6. 水・衛生	環境	全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
7. エネルギー	環境	全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
8. 経済成長と雇用	経済	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
9. インフラ、産業化、イノベーション	経済	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
10. 不平等	ガバナンス	国内及び各国家間の不平等を是正する。
11. 持続可能な都市	社会	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
12. 持続可能な消費と生産	環境	持続可能な消費生産形態を確保する。
13. 気候変動	環境	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
14. 海洋資源	環境	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
15. 陸上資源	環境	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
16. 平和	ガバナンス	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
17. 実施手段	ガバナンス	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

総務省 HP「持続可能な開発目標（SDGs）指標仮訳」より作成